

令和8年3月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(ワ)第2234号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和8年2月27日

判 決

5

原告 水原清晃
同訴訟代理人弁護士 小沢一仁

被告 [REDACTED]
同訴訟代理人弁護士 中川卓

10

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

15

第1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、165万円及びこれに対する令和5年2月12日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 原告の請求及び主張内容

20

原告は、被告がインターネットSNSサイトにおいて投稿した別紙投稿記事目録記載の投稿（以下「本件投稿」という。）により、別紙「権利侵害の説明」記載のとおり原告の権利が違法に侵害されたと主張して、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、慰謝料150万円及び弁護士費用15万円並びにこれに対する令和5年2月12日（投稿日）から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めている。

25

2 被告の反論

被告は、本件投稿の投稿者ではない。また、別紙「権利侵害の説明」については、同別紙の「第1」及び「第2の1」については不知であり、「第2の2」については否認ないし争う。損害についても否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

5 1 被告が本件投稿の投稿者であるか否か

本件投稿に関しては、訴訟（東京地方裁判所令和6年（ワ）3723号発信者情報開示命令の申立て却下決定に対する異議の訴え事件。甲4）を経て、発信者の契約者情報（以下「本件開示情報」という。）が開示されているところ、本件開示情報の氏名は、被告の氏名であった事実が認められる（甲5）。

10 しかし、被告は、「本件投稿を投稿したのは田中一久（以下「田中」という。）であって、被告ではない。田中は、被告にとって遠縁の親戚にあたり、被告以外に頼れる親族がおらず、平成13年5月頃に、『破産した直後で、電話やインターネットの契約もできないので、代わりに契約してほしい』と頼んできたところ、被告は、これに応じた。その後、被告は田中に名義変更の手続を求めていたが、
15 田中が住民票の取得を面倒がってしまうなどして実現していなかった。田中は、平成28年10月から、本件開示情報の住所に1人で居住している。なお、被告は、本件開示情報の住所とは別の住所に家族で居住する専業主婦であり、原告のことも、本件投稿に関する一般社団法人C o l a b o等のことも全く知らなかった。」旨反論している。

20 そこで検討するに、本件においては、本件投稿をしたのは被告ではなく田中である旨の書面（甲7。なお、令和6年10月31日付けの田中から原告代理人に宛てられた書面である。）が証拠提出されている。

また、田中の住民票（乙2）や賃貸借契約書（乙3）を見ると、田中が、平成28年10月以降、本件開示情報の住所に1人で居住している旨の記載がある。
25 さらに、被告の住民票（乙1）上、被告は、本件開示情報の住所とは別の住所を住所地としていることも認められる。加えて、紛争顕在化後に行われたものでは

あるものの、被告から田中への契約者の名義変更手続も終了している。

以上を踏まえると、被告の上記反論内容は不自然なものとはいえず、また、被告が本件投稿の投稿者であると認めるに足りる事情があるとはいえない。

2 そのほか、上記判断を左右する主張があるとはいえない。

5 3 よって、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第6民事部

裁判官

樺山 倫尚

投稿記事目録

閲覧用 URL : <https://rio2016.5ch.net/test/read.cgi/twwatch/1676112918/444>

投稿日時 : 2023/02/12 (日) 02:29:44

5 投稿内容 : >>431

暇空が放火して回ってるだけじゃん w

最早社会の害悪レベルだよ w

以 上

(別紙)

権利侵害の説明

5 第1 同定可能性

本件記事には「暇空」との記載があるので、本件記事と原告とは同定可能である。

第2 名誉感情侵害

10 1 前提事実

原告は、令和4年8月以降、当時東京都若年被害女性等支援事業を受託していた4団体のひとつであった、一般社団法人C o l a b o（以下「コラボ」という。）が、東京都から概算払いで先払いして支給されている委託費を、不正に使用しているのではないかとの疑いを持ち、同月以降、コラボの会計等について、X、Y o u T u b e、n o t eで追及してきた。原告の追及方法は、コラボがインターネット上で公表している活動報告書や、公文書開示請求により取得した文書等を精査、対比し、その不自然さ、不合理さを指摘するというものであった。

令和4年11月2日、原告が東京都に対し、コラボに対する委託費の支出にかかる住民監査請求をしたところ、これが実施されることになり、令和5年1月4日、東京都は、一部認容の判断を下した（甲9）。

コラボに対する追及を通じ、原告は、東京都若年被害女性等支援事業が、受託団体側が思うがままに委託費の支出をすることを黙認、あるいは放置していると考えようになった。

仕様書で定められている計画通りに事業を実施しておらず、毎年の経費の精算についても、受託団体側の申告を精査している様子が全く見られず、

若年被害女性等支援事業を管轄する厚生労働省の、同事業にかかる有識者
会議に、受託4団体の関係者が構成員として選任されており、事業を受託
する側の団体が、委託する側の制度作りに関与しており、利益相反が疑わ
れる状態にあり、そのうえ、同事業の委託費が毎年数千万円単位で増加す
ることが予定されていることなど、不自然な点が多すぎると感じたからで
ある。

そこで、原告は、コラボ以外の東京都若年被害女性等支援事業受託3団
体（一般社団法人 若草プロジェクト、特定非営利活動法人BONDプロジ
ェクト、特定非営利活動法人ぱっぷす）についても、コラボと同様の方法
で会計を精査し、いずれについても会計に不自然、不合理な部分がある
として、令和3年度分、令和4年度分について、住民監査請求、住民訴訟を
提起している（本件で問題になる若草プロジェクトにかかる住民の訴訟の
訴状として、甲10、甲11）。

本件記事は、一連の経緯において、原告が若草プロジェクトに対する追
及をしたことに関連して投稿されたものである。

2 名誉感情侵害

本件記事は、レス番号431の「若草にも更なる火種か 社会の闇を
次々暴いていくの凄いな」と、原告の追及について好意的な発言をしたこ
とに対し（甲12）、「暇空が放火して回ってるだけじゃん w 最早社会の
害悪レベルだよ w」と、反対の意見を述べて原告を揶揄するものであり、
原告の名誉感情を侵害する。

3 受忍限度

名誉感情侵害は、社会通念上許容される限度を超えるものである場合に
違法な権利侵害となり、不法行為を構成する。

この点、前述のとおり、原告は相応の根拠をもって若草プロジェクトを追及しており（甲10、甲11）、火のないところに火を付けたようなものではない。

5 被告がたとえ、原告の活動に対して批判的な意見を持っているとしても、あたかも原告が、何も問題もないところに無理矢理問題を作り出しているかのように指摘することは、批判の態様として不適切である。ましてや、そのことを前提に、原告が社会の害悪だなどと指摘されて、名誉感情を侵害されることを受忍すべき理由はない。

10 なお、甲4の判決でも指摘されているとおり、仮に本件記事が受忍限度内だとされてしまうと、公金の支出に対する追及に抑止効果が働いてしまい、その意味でも本件記事による名誉感情の侵害を受忍すべき理由はない。

よって、本件記事は、社会通念上許容される限度を超えて原告の名誉感情を侵害する。

以上

これは正本である。

令和8年3月18日

福岡地方裁判所第6民事部

裁判所書記官 下 川 瑛 子

